

複合機借上げ等契約書（案）

- 1 賃貸借物件 複合機の借上げ等契約
- 2 履行場所 別紙のとおり
- 3 履行期間 自 令和 8年10月 1日
至 令和13年 9月30日
- 4 契約金額 ￥ 〇, 〇〇〇. 〇〇-（1枚当たり）
（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 ￥〇〇〇. 〇〇-）
- 5 契約保証金

上記の賃貸借について、発注者と受注者は、各々の対等な立場における合意に基づき、規則及び次の条項により契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約の証として本書2通を作成し、当事者記名押印の上各自1通を保有する。

令和 年 月 日

発注者 契約担当者
大分県後期高齢者医療広域連合
広域連合長 足立信也 印

受注者 住 所
商号又は名称
代表者氏名 印

(総則)

第1条 発注者 大分県後期高齢者医療広域連合 広域連合長 足立 信也(以下「発注者」という。)

(以下「受注者」という。)とは、この契約書に基づき、仕様書に従い、日本国の法令を遵守し、この契約(この契約書及び仕様書を内容とする業務契約をいう。以下同じ。)を履行しなければならない。

- 2 この契約書の履行に関して発注者、受注者間で用いる言語は、日本語とする。
- 3 この契約書に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。
- 4 この契約書の履行に関して発注者、受注者間で用いる時刻は、日本標準時とする。
- 5 この契約書及び仕様書における期間の定めについては、民法(明治29年法律第89号)及び商法(明治32年法律第48号)の定めるところによるものとする。
- 6 この契約書の履行に関して発注者、受注者間で用いる計量単位は、仕様書に特別の定めがある場合を除き、計量法(平成4年法律第51号)に定めるものとする。
- 7 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。
- 8 この契約に係る訴訟の提起又は調停(第22条の規定に基づき、発注者と受注者とは協議の上選定される調停人が行うものを除く。)の申立てについては、日本国の裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。

(権利義務の譲渡等)

第2条 受注者は、この契約により生ずる権利若しくは義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、発注者の承諾を得た場合はこの限りでない。

(賃貸借)

第3条 受注者は、発注者に本契約に基づく物件(以下「複合機」という。)の賃貸借を行う。

(費用負担)

第4条 受注者は次の費用を負担するものとする。

- (1) 複合機の搬入、設置、設定(ファックス、ネットワークプリンタ、スキャン機能等の使用に伴う接続、ドライバのインストール等)、移設及び撤去搬出に要する費用。
- (2) トナーカートリッジ、ドラムカートリッジ、デベロッパー、クリーナー、クリーニングブレード、フィルターローラー、ブラシ、給紙ゴムローラー、ドクターブレード等消耗品(以下「消耗品」という。)の供給及び回収その他複合機の機能を維持するために要する費用。ただし、用紙は除く。
- (3) 発注者に対する複合機の操作指導。

(機種及び設置場所)

第5条 複合機及び複合機の設置場所は次のとおりとする。

複合機： ○○○○

設置場所： 大分県後期高齢者医療広域連合事務局

台数： 1台

(複合機の保守)

第6条 受注者は、複合機が常時正常な状態で稼働できるよう定期的に保守点検を行うものとする。

2 受注者は、複合機に障害、故障が生じた場合、発注者の通知等による認知後、受注者又は受注者が指定した技術員により直ちに修理に着手しなければならない。ただし、受注者の営業時間外に生じたものについては、この限りではない。

3 受注者は、前項の修理の結果、複合機が正常な常態に復旧しないときは、同機種又は同等機種以上の複合機と交換しなければならない。

(消耗品)

第7条 受注者は、前条の点検又は発注者の連絡に基づき良質な複写品質を維持するため、直ちに消耗品を供給又は取り替えるものとする。

2 消耗品の所有権は、受注者に属し、発注者は善良なる管理業務をもって消耗品を使用するものとする。

(使用料の請求)

第8条 受注者は、毎月末日までの使用枚数を発注者に報告し、発注者の検査完了後速やかに複写枚数を算定し使用料を請求するものとする。

2 複写枚数の算定については、次のとおりとする。

(1) 使用枚数から、受注者の責めに帰すべき原因による不良使用枚数等として、控除率2パーセントに当たる枚数(1枚未満は切り上げ)を減じる。

3 使用料は、前項により算出した複写枚数に、契約金額を乗じて得た金額(円未満切捨て)とする。

(使用料の支払)

第9条 発注者は、前条の規定による適法な請求書を受領したときは、その日から起算して30日以内に使用料を受注者に支払わなければならない。

2 発注者の責めに帰すべき事由により、前項の期限内に発注者が使用料を支払わないときは、受注者は、その支払わない額にその期限の翌日から支払いの日までの期間についてその日数に応じ、この契約の締結の日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条第1項の規定により財務大臣が決定する率(以下「財務大臣の決定する率」という。)を乗じて計算した遅延利息を請求することができる。

(設置場所の移動)

第10条 受注者は、各々の複合機の複写枚数、保守状況に帰する原因及び発注者の都合等により、設置場所の移動の必要性が生じた場合は、発注者の指示により移動するものとする。

2 移動に生じた費用については、第4条により受注者が全額負担するものとする。

(損害賠償)

第11条 受注者は、発注者が故意又は重大な過失によって複合機に損害を与えたときは、その損害を発注者に請求できるものとする。

(秘密の保持)

第12条 受注者は、本契約の履行を通じて知り得た機密及び個人情報等を外部に漏らし、又は、他の目的に利用してはならない。本契約の履行に当たる受注者の使用人も同様の義務を負い、この違反について受注者はその責を免れない。また、この契約の終了後又は契約が解除された後も同様とする。

(契約の解除)

第13条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除できるものとする。

- (1) 受注者の責めに帰すべき事由により、契約を履行せず、又は履行する見込みがないと明らかに認められるとき。
- (2) 前号のほか、受注者がこの契約を履行する見込みがないとき。
- (3) 正当な理由がなく、受注者がこの契約に違反したとき。
- (4) 受注者が次のいずれかに該当するとき。

イ 役員等（賃貸人が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、賃貸人が法人である場合にはその役員、その支店又は若しくは常時賃貸借契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下この号において「暴力団対策法」という。）第2条第2号に規定する暴力団（以下この号において「暴力団」という。）又は暴力団員（暴力団対策法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この号において同じ。）であると認められるとき。

ロ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。

ハ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。

ホ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

ヘ この契約に関し、下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と当該契約を締結したと認められるとき。

ト この契約に関し、賃貸人が、イからホまでのいずれかに該当する者を下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（ヘに該当する場合を除く。）に、賃借人が賃貸人に対して当該契約の解除を求め、賃貸人がこれに従わなかったとき。

(予算の減額又は削除に伴う解除等)

第14条 この契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条により準用する同法第234条の3及び地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の17の

規定による長期継続契約であるため、契約締結日の属する年度の翌年度以降において、この契約に係る歳出予算について減額又は削除があった場合、発注者は、契約を変更又は解除することができる。この場合において、受注者に損害が生じて、発注者はその責を負わない。

(違約金)

第 15 条 発注者は、受注者の責めに帰すべき理由により契約を解除したときは、違約金を徴収する。

2 次に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項に該当する場合とみなす。

(1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法(平成 16 年法律第 75 号)の規定により選任された破産管財人

(2) 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)の規定により選任された管財人

(3) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)の規定により選任された再生債務者等

3 第 1 項の違約金の額は、頭書の契約単価に仕様書に提示した予定数量を乗じて得た金額の 10 分の 1 に相当する額を違約金とし、この違約金の徴収は、発注者の損害賠償の請求を妨げない。

(履行期間の満了)

第 16 条 履行期間が満了したときは、発注者は直ちに、受注者に複合機を返還しなければならない。また、その撤去搬出作業及び設置場所の原状回復は、受注者が行うものとする。

2 受注者は、複合機の返還前に機器内部の記憶装置を取り出し、発注者に引き渡さなければならない。また、使用に著しく問題が生じ、新しい機器に取り替えた場合、もしくは、記憶装置を交換した場合も、同様の取り扱いとする。

3 複合機の記憶装置の引き渡しにかかる全ての費用は、受注者の負担とする。

(談合その他の不正行為に対する受注者の解除権)

第 17 条 受注者は、発注者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) この契約に関し、発注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。)第 3 条若しくは第 19 条の規定に違反し、又は発注者が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第 8 条第 1 号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が発注者に対し、独占禁止法第 7 条の 2 第 1 項(独占禁止法第 8 条の 3 において準用する場合を含む。)又は第 20 条の 2 から第 20 条の 6 の規定に基づく課徴金の納付命令(以下「納付命令」という。)を行い、当該納付命令が確定したとき(確定した当該納付命令が独占禁止法第 63 条第 2 項の規定により取り消された場合を含む。)

(2) 納付命令又は独占禁止法第 7 条、第 8 条の 2 若しくは第 20 条の規定に基づく排除措置命令(これらの命令が発注者又は発注者が構成事業者である事業者団体

(以下「発注者等」という。) に対して行われたときは、発注者等に対する命令で確定したものをいい、発注者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号において「納付命令又は排除措置命令」という。) において、この契約に関し、独占禁止法第3条、第8条第1号若しくは第5号又は第19条の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。

- (3) 納付命令又は排除措置命令により、発注者等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が発注者に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。
- (4) この契約に関し、発注者（法人の場合にあつては、その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号による刑が確定したとき。

（賠償の予約）

第18条 発注者は、前条各号（同条第4号による刑法第198条による刑が確定したときを除く。）のいずれかに該当するときは、受注者が契約を解除するか否かにかかわらず、賠償金として、頭書の契約単価に仕様書に提示した予定数量を乗じて得た金額の100分の20に相当する額を受注者が指定する期間内に支払わなければならない。履行期間が完了した後も同様とする。

2 前項の規定は、受注者に生じた損害額が同項に規定する賠償金の額を超える場合においては、その超過分について賠償を請求することを妨げるものではない。

3 発注者が賠償金を第1項の規定により受注者が指定する期間内に支払わないときは、受注者は、その支払わない額に、受注者の指定する期間を経過した日から支払をする日までの期間についてその日数に応じ、財務大臣の決定する率を乗じて計算した額の利息を付した額を発注者から徴収する。

（相殺）

第19条 発注者は、受注者に対して有する金銭債権があるときは、受注者が発注者に対して有する保証金返済請求権、請負代金請求権その他の債権と相殺することができる。

2 前項の場合において、相殺して、なお不足があるときは、受注者は、発注者の指定する期間内に当該不足額を支払わなければならない。

3 第1項の場合において、充当する金銭債権の順序は発注者が指定する。

（遅延利息の徴収）

第20条 受注者の責めに帰すべき事由により、受注者がこの契約に基づく損害賠償金を指定の期間内に支払わないときは、発注者は、その支払わない額にその期限の翌日から支払をする日までの期間についてその日数に応じ、財務大臣の決定する率を乗じて計算した遅延利息を徴収する。

- 2 発注者の責めに帰すべき事由により、発注者がこの契約書に基づく第9条の規定による使用料又は損害賠償金を指定の期間内に支払わないときは、受注者は、その支払わない額にその期限の翌日から支払の日までの期間についてその日数に応じ、財務大臣の決定する率を乗じて計算した遅延利息を請求することができる。

(賠償等の徴収)

第21条 受注者がこの契約書に基づく損害賠償金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、発注者は、その支払わない額に前条の利息を付した額と、発注者の支払うべき契約金額とを相殺し、なお、不足があるときは追徴する。

(紛争の解決)

第22条 この契約書の各条項において発注者と受注者とが協議して定めるものにつき協議が整わなかった場合において、発注者が定めたものについて受注者に不服があるときその他契約に関して発注者と受注者の間に紛争を生じたときは、発注者及び受注者は、協議の上調停人を選任し、当該調停人のあっせん又は調停によりその解決を図る。この場合において、紛争の処理に要する費用については、発注者と受注者とが協議して特別の定めをしたものを除き、調停人の選任に係るものは発注者と受注者とで折半し、その他のものは発注者と受注者とがそれぞれが負担する。

- 2 前項の規定にかかわらず、発注者又は受注者は、必要があると認めるときは、同項に規定する手続前又は手続中であっても同項の発注者と受注者との間の紛争について民事訴訟法（平成8年法律第109号）に基づく訴えの提起又は民事調停法（昭和26年法律第222号）に基づく調停の申立てを行うことができる。

(補則)

第23条 前各条に定めるもののほか、この契約の履行について必要な事項は、規則に定めるところによる。

(疑義の決定)

第24条 本契約に定めのない事項については、発注者・受注者協議の上決定するものとする。